

知って得する林業特集

【問合せ】農林課 農地林務班 ☎773・6663

森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い

ふるさと里山再生整備事業

集落周辺の荒廃した里山整備に対して、必要経費を補助します（上限：必要となる経費の90%）

民有林保育事業

林を手入れする委託経費に対して補助します（上限：国・県・市合わせて経費の80%）

※それぞれ補助対象条件など詳しくは、お問い合わせください

市内産木材を使う補助金

南魚沼の木で家づくり事業

概要	個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3を補助（上限：50万円）
申請	市内の工務店が申請します。まずは市内の工務店にご相談ください ※予算に限りあり

※新潟県産材家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは、南魚沼地域振興局 林業振興課（☎772・8262）にお問い合わせください

こんな時は、届出・報告が必要です

事前に届出が必要		事後に届出・報告が必要	
森林の土地を売りたい、他人へ贈与したいなど 水源地域の保全に関する県の条例 ・森林の譲渡などを行う人が対象（相続は対象外） ・売買契約などの30日前までに届出が必要	森林の近くで焼畑や害虫駆除などのために火入れをしたい 火入れ許可申請 ・森林から1km以内の場所が対象 ・火入れする30日前までに申請が必要 ※野焼きを許可するものではありません	山に入って木を切りたい 伐採及び伐採後の造林届出書 ・伐採と伐採後の造林届出書：伐採する30日前までに届出が必要 ・森林の状況報告：造林完了日から30日以内に報告が必要	森林の土地を相続した、他人から買った 森林の土地所有者届 ・新たに森林の所有者になった日から90日以内に届出が必要
【問合せ・提出先】 南魚沼地域振興局 4階 林業振興課 ☎772・8262	【問合せ・提出先】 農林課 農地林務班 ☎773・6663 ※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可		

林野火災に注意しましょう

春は空気が乾燥し、風が強いため林野火災が起きやすい季節です。火入れを行う際には気象状況や周辺の状況に注意し、火の後始末を確実にしましょう。

※林野火災を発見したら、身の安全を確保してすみやかに消防（119番）へご連絡ください

林野火災発生原因内訳（令和3年）

